○国土交通省告示第三百五十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二日　国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇一五六号	森　武仁	福島県	令和七年四月十六日	秋田船川水先区

○国土交通省告示第三百五十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月二日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

旭運輸株式会社　愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号
東海運株式会社　東京都中央区晴海一丁目八番十二号
伊勢湾海運株式会社　愛知県名古屋市港区入船一丁目七番四十号
株式会社宇徳　神奈川県横浜市中区弁天通六丁目八十五番地
株式会社上組　兵庫県神戸市中央区浜辺通四丁目一番十一号
近畿港運株式会社　大阪府大阪市港区築港四丁目一番六号
京濱港運株式会社　神奈川県横浜市神奈川区千若町二丁目一番地五十
山九株式会社　福岡県北九州市門司区港町六番七号
株式会社ジェネック　福岡県北九州市門司区港町九番十一号
商船港運株式会社　兵庫県神戸市中央区港島九丁目十番
鈴江コーポレーション株式会社　神奈川県横浜市中区日本大通七番地
株式会社住友倉庫　大阪府大阪市北区中之島三丁目二番十八号
相互運輸株式会社　福岡県福岡市博多区大博町六番十六号
第一港運株式会社　東京都江東区清澄一丁目八番十六号
株式会社ダイトーコーポレーション　東京都港区芝浦二丁目一番十三号
株式会社辰巳商会　大阪府大阪市港区築港四丁目一番一号
東海協和株式会社　愛知県名古屋市港区入船一丁目一番二十号
東京国際埠頭株式会社　東京都港区海岸三丁目二十番二十号
東洋埠頭株式会社　東京都中央区晴海一丁目八番八号
ニッケル・エンド・ライオンス株式会社　兵庫県神戸市中央区波止場町六番六号
株式会社日新　神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十一番地
日東物流株式会社　兵庫県神戸市中央区港島四丁目六
日本通運株式会社　東京都千代田区神田和泉町二番地
博多港運株式会社　福岡県福岡市博多区石城町十四番三号
株式会社フジトランスコーポレーション　愛知県名古屋市港区入船一丁目七番四十一号
丸全昭和運輸株式会社　神奈川県横浜市中区南仲通二丁目十五番地
三井倉庫株式会社　東京都港区西新橋三丁目二十番一号
三井倉庫港運株式会社　大阪府大阪市住之江区南港中一丁目三番八十七号
三菱倉庫株式会社　東京都中央区日本橋一丁目十九番一号
名港海運株式会社　愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号
郵船港運株式会社　大阪府大阪市住之江区南港東七丁目三番二十号
株式会社ユニエックスＮＣＴ　東京都中央区新川一丁目二十八番二十四号

二　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

三　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年五月一日

国会事項

衆議院

議案提出

四月三十日議員から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋外五名提出）

質問書提出

四月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国における「宇治抹茶」の商標登録等の規制等に関する質問主意書（山井和則提出）

フィリピン残留日系二世の就籍支援に関する質問主意書（屋良朝博提出）

答弁書受領

四月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則提出マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一提出再エネ賦課金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問に対する答弁書

通知書受領

四月三十日内閣から衆議院議員島田洋一提出太陽光発電設備の安全性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出米政策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出がん検診の新技術に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出山林火災の消火活動に海水を利用することに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出子どもの自殺防止に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員上村英明提出難民認定申請者の保護に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員五十嵐えり提出ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員八幡愛提出日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員八幡愛提出統合型リゾート（ＩＲ）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員矢﨑堅太郎提出ＮＨＫに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院

議案送付（予備審査）

四月三十日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名発議）